

2025年5月1日

投資信託に関する約款・規定集一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

投資信託総合取引約款・規定集を一部改定しますので、お知らせいたします。
改定後の約款・規定集は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定する約款・規定集

投資信託総合取引約款・規定集のうち、「投信自動積立規定」および「特定口座約款」

2. 改定内容

(1) 投信自動積立規定

投信自動積立をご契約のお客さまが保有されている投資信託について、仮差押、保全差押もしくは差押の命令または通知が当行に届いた際は、投信自動積立のサービスを一時的に停止することがあります。

(2) 特定口座約款

源泉徴収・還付は投資信託保護預り口座の邦貨建の預金決済口座を通じた引落とし・入金により行います。ただし、邦貨建の預金決済口座から引落としが出来ない場合には、外貨建の預金決済口座から源泉徴収を行うことがあります。この場合において、源泉徴収税額を外貨に換算する外国為替相場、引落とし時期等については、当行所定の方法で取り扱います。

3. 改定日

2025年7月1日(火)

以上